



2024年5月9日

各位

会社名 株式会社 識学
代表者氏名 代表取締役社長 安藤広大
(コード番号 7049 東証グロース)
問合わせ先 上級執行役員 池浦良祐
(TEL : 03-6821-7560)

招集通知記載事項の一部訂正について

当社「第9期定時株主総会招集ご通知」の記載内容に一部訂正がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトへの掲載をもって下記のとおり訂正させていただきます。

1. 訂正の理由

「第9期定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部誤りがありましたので訂正を行うものです。

2. 訂正箇所

「第9期定時株主総会招集ご通知」58～59ページ

決議事項 第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

3. 訂正内容

訂正箇所は下線を付して記載しています。

【訂正箇所】

第3号議案 取締役に対する株式報酬型ストック・オプション報酬額及び内容決定の件

2. 報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（7）新株予約権の行使の条件

（訂正前）

（7）新株予約権の行使の条件

①割当日後に終了する甲のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円より10%超過であったとき、また2026年2月末における株価が2025年2月末の501円より10%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の25%まで行使できる。

②割当日後に終了する甲のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円より20%超過であったとき、また2026年2月末における株価が2025年2月末の501円より20%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の50%まで行使できる。

③割当日後に終了する甲のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円より30%超過であったとき、また2026年2月末における株価が2025年2月末の501円より30%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の75%まで行使できる。

④割当日後に終了する甲のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円より40%超過であったとき、また2026年2月末における株価が2025年2月末の501円より40%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の100%まで行使できる。

（訂正後）

（7）新株予約権の行使の条件

①割当日後に終了する甲のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円より10%超過であったとき、また2025年2月末における株価が2024年2月末の501円より10%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の25%まで行使できる。

②割当日後に終了する甲のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円より20%超過であったとき、また2025年2月末における株価が2024年2月末の501円より20%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の50%まで行使できる。

③割当日後に終了する甲のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円

より30%超過であったとき、また2025年2月末における株価が2024年2月末の501円より30%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の75%まで行使できる。

④割当日後に終了する甲のある事業年度における有価証券報告書に記載された、親会社株主に帰属する当期純利益額が2025年2月期の連結業績予想の親会社株式に帰属する当期純利益額の37百万円より40%超過であったとき、また2025年2月末における株価が2024年2月末の501円より40%超過であったとき、割り当てられた新株予約権の総数の100%まで行使できる。

以上